

公益信託大乘弘照箕面芸術文化振興基金助成金募集要項

1 趣 旨

箕面市の芸術、文化の振興に寄与する事業を支援します。

2 助成対象となる事業

箕面市内において実施する芸術、文化振興に資する次に掲げる事業を対象とします。ただし、宗教的、政治的、宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。

- ①芸術、文化事業
- ②歴史の調査・研究等の事業
- ③社会問題の解決を目的とした事業（たとえば、子どもたちの再学習への支援など）
- ④その他「公益信託大乘弘照箕面芸術文化振興基金信託行為第5条（※）」に定める目的を達成するために必要な事業
- ⑤その他運営委員会が適当と認める事業

※ 第5条 この公益信託は、設定の趣旨に基づき、箕面市の芸術及び文化振興に貢献のあったものを助成し、地域の芸術、文化の発展向上を目的とする。

3 助成対象となる個人又は団体

箕面市内において芸術、文化の振興に係る事業を行うことを目的とする箕面市内在住の個人及び箕面市内に拠点のある団体で次の条件を満たすもの。

- ①個人の場合 助成の使途が目的に沿って的確であり、かつ、特定の者に特別の利益を与えないもの
- ②団体の場合 代表者又は管理者の定めのある団体で、特定の者に特別の利益を与えないもの

4 助成金額と期間等

- ①助成金額は、対象事業経費から収入（入場料等）を差し引いた額の1／2とし、原則として、1件当たり25万円を上限とします。
- ②助成総額は150万円です。
- ③助成対象期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までとします。

5 助成金の対象事業経費

助成対象事業に関する会場費、消耗品費、旅費、謝礼金等の必要な経費といたします。ただし、**食糧費、備品購入費及び団体の日常活動にかかる経費は助成対象外**とします。

6 助成金の返戻

申請対象事業が中止または継続不能になった場合は、助成金を返戻していただきます。

また事業終了後において、助成金額が支出済総額（入場料、広告料等の収入は支出額より差し引く）の1／2を上回った場合は、その差額を返戻していただきます。

7

報告の義務

助成を受けた個人又は団体は、事業終了後、速やかに事業の結果及び収支について事務局に報告してください。

※報告に当たっては、助成活動報告書および**領収書の写し等の証拠書類が必要です。**

8

助成の条件

助成決定を受けた個人又は団体は、**チラシ・プログラム・冊子等に「大乘弘照箕面芸術文化振興基金助成事業」と必ず明記し、啓発を図ってください。**

9

助成の選考方法

助成の選考は本公益信託の運営委員会の審査結果を尊重し、受託者が決定します。
選考結果は、事務局より申請者全員に書面で通知します。

10

助成の応募方法

①所定の申請書に必要事項を記入し、捺印の上、文化国際室まで提出してください。
なお、提出された申請書は返却しません。（申請書は、窓口へ持参又は郵送で提出してください。）

②申請書提出に当たっての留意事項

◇同一の事業が、複数の団体により計画されている場合にはその事業の代表団体が申請することとし、共催団体名を申請書に記載してください。

◇申請書は、助成対象の選考に当たっての審査資料となりますので事業計画等においては、変更の生じることのないよう十分検討のうえ、作成してください。

◇団体が申請される場合は、団体の活動内容のわかる資料を添付してください。

（例：定款、総会資料、実施事業のチラシ、事業計画書等）

※この要項に定めるもののほか公益信託大乘弘照箕面芸術文化振興基金給付規程に基づき実施します。

11

応募期間

令和7年（2025年）4月1日（火）9時から

5月9日（金）17時まで（当日消印有効）

（申込先）

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局文化国際室

〔TEL：072-724-6769、FAX：072-724-6010〕

【事務局】

〒541-0043 大阪府中央区高麗橋4-1-1 みずほ信託銀行大阪支店

公益信託大乘弘照箕面芸術文化振興基金事務局

（TEL：06-6201-3009、Fax：06-6201-3032）